

資産等補充報告書の概要（平成 29 年 12 月 31 日現在）

これは、平成 30 年 4 月 25 日に四條畷市長から報告のありました資産等補充報告書の内容をまとめたものです。

1 土地

該当なし

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

該当なし

3 建物

該当なし

4 預金及び貯金（当座預金・普通預金・普通貯金を除く）

該当なし

5 有価証券

該当なし

6 自動車、船舶、航空機及び美術工芸品（取得価額が 100 万円を超えるものに限る）

該当なし

7 ゴルフ場の利用に関する権利（譲渡することができるものに限る）

該当なし

8 貸付金（生計を一にする親族に対するものを除く）

該当なし

9 借入金（生計を一にする親族からのものを除く）

該当なし